

新株発行の無効の訴え

提訴期間（会社 828 I ②）	株式の発行の効力が生じた日（募集株式の発行の場合、会社 209）から 6 か月（非公開会社は 1 年）以内
原告（会社 828 II ②）	株主等（株主、取締役、執行役、監査役、清算人）
被告（会社 834 ②）	株式の発行をした株式会社
訴えの管轄（会社 835 I）	被告会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
担保提供命令（会社 836）	被告の申立てにより原告株主に担保提供命令
弁論・裁判の必要的併合（会社 837）	同一請求を目的とする訴えに係る訴訟が数個同時に継続→弁論・裁判を併合
対世効（会社 838）	請求認容判決→第三者にも効力
遡及効否定（会社 839）	請求認容判決→株式の発行は将来に向かって効力を失う
無効判決の効力（会社 840）	払込金額の払戻し、株券返還等
原告敗訴の場合の損害賠償責任（会社 846）	原告に悪意・重過失→被告に対して損害賠償責任

新株発行の不存在の確認の訴え

確認の訴えが可能なこと	会社 829 ①
被告（会社 834 ③）	株式の発行をした株式会社
訴えの管轄（会社 835 I）	被告会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
担保提供命令（会社 836）	被告の申立てにより原告株主に担保提供命令
弁論・裁判の必要的併合（会社 837）	同一請求を目的とする訴えに係る訴訟が数個同時に継続→弁論・裁判を併合
対世効（会社 838）	請求認容判決→第三者にも効力
遡及効否定されず	会社 839 括弧書参照
原告敗訴の場合の損害賠償責任（会社 846）	原告に悪意・重過失→被告に対して損害賠償責任